

令和3年9月30日

公立保育所 保護者 各位
公立こども園（長時間児）保護者 各位

習志野市こども部
こども保育課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後の対応について

日頃より、本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。
政府による新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、9月30日の期限で解除されます。

これまで本市では、新型コロナウイルス感染防止の観点から、登園（所）自粛【家庭での保育】に御協力いただいた場合、保育料の減免等の対応を実施しておりましたが、緊急事態宣言が解除されることに伴い、9月30日（木）をもって対応を終了といたします。

市といたしましては、緊急事態宣言が解除となりましても、引き続き、感染防止対策を徹底した教育・保育に取り組んで参りますので、保護者の皆様におかれましても、感染予防と御家族の体調管理への御協力をお願いいたします。

なお、市内の感染は減少傾向にありますが、子どもが感染するケースは依然確認されております。よって、こども園・保育所での集団保育におけるお子様の感染を不安に思われる保護者の方の意向に応じ、御家庭での保育を希望される方につきましては下記のように対応させていただきます。

在籍の確保について

- 在籍の確保対応期間：令和3年10月1日（金）から令和3年10月末日まで
 - ・御家庭での保育を希望することで、登園（所）日数が開園（所）日数の半分未満（長期欠席）となった場合でも、保育実施の解除（退園（所））対象とはなりません〔在籍の確保〕。

【お知らせ】

今後の行事について

- ・緊急事態宣言発令期間中に延期になりました行事につきましては、感染状況を踏まえて各施設にて検討いたします。日程の変更につきましては各施設よりお知らせいたします。

【お願い】

- ・登園（所）時は、お子様の健康状態の把握に努め、体調不良の際には登園（所）をお控えくださいますようお願いいたします。登園（所）後、発熱や呼吸器症状等がみられた場合は、保護者の方に連絡いたしますので速やかなお迎えとかかりつけ医への受診をお願いいたします。
- ・保護者の皆様には、御自身の体調管理と感染対策の徹底を継続していただき、施設に入る際には、マスク着用、玄関等に設置したアルコール消毒液での手指消毒に御協力をお願いいたします。
- ・在園（所）児及び同居している御家族がPCR検査等を受ける場合は、早急に施設長へ御連絡をいただきますようお願いいたします。また、検査結果が出るまでの間は家庭保育の御協力をお願いいたします。

施設では、できる限りの感染防止対策に努めてまいります。緊急的な感染症対応が必要な場合は突然、臨時休園（所）や一部閉鎖となる可能性があります。

臨時休園（所）中は、在園（所）児は自宅待機となり、他施設の御利用はできませんので、御承知おきください。また、施設内に感染者が確認された場合につきましては、プライバシー保護の観点から市から具体的にお答えすることができません。個人の特定については感染者とその御家族の人権尊重と個人情報の保護に最大限の御理解と御配慮をお願いいたします。

問い合わせ先 習志野市役所こども保育課
047-453-5511